

令和2年5月7日

事業者の皆様へ

川崎市長 福田 紀彦

### 緊急事態宣言下における保育所等への登園自粛の要請について（依頼）

新型コロナウイルスの感染拡大防止の推進に際しては、国の緊急事態宣言及び神奈川県からの緊急事態措置を踏まえ、「緊急事態宣言下における本市行政運用方針」を策定し、市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施することとしています。

本市の保育所等については、原則登園を自粛していただき、医療体制や社会機能の維持、経済的な理由などにより、保育を必要とされている御家庭に限定し、保育の提供を縮小して実施することとしています。

つきましては、事業者の皆様に次のとおり御理解と御協力をお願いします。

本市の保育所等を利用されている保護者の皆様には、原則園児の登園を控えるよう要請しているとともに、神奈川県からは「県民の外出の自粛」が強く要請されております。

したがいまして、事業者の皆様におかれましては、保育所等を利用する保護者である従業員の皆様が、在宅勤務や自宅待機など、この要請に沿った行動ができるよう特段の御配慮をお願いします。

## 【問合せ先】

(認可保育所に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育所、おなかま保育室に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育園に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179